

いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

中小企業投資促進税制について

2019 年 1 月から 3 月期の GDP 速報値は、0.5% (年換算で 2.1%) 増加しました。GDP に加算される経常収支 (輸出 - 輸入) が貢献し改善されたようですが、輸出額・輸入額ともに減少し先行きの大きな問題です。

個人消費は 0.1%、民間投資は 0.3% 減少しています。公共投資を 1.5% も増加させ、数字のマジックかな? とも思います。

民間の設備投資が減少していることは、先々の景気に不安材料が出ている表れだと思います。

国は投資減税を打ち出して、民間の設備投資を増やそうと必死ですね。

1. 機械装置等の投資減税の延長

青色申告の一定の中小企業者等が取得・使用した一定の機械装置等について、30% の特別償却又は 7% の税額控除 (注) ができる特例措置の適用期限が 2 年間延長されます (2021 年 3 月 31 日まで)。

(注) 税額控除は資本金 3,000 万円以下の中小企業又は個人事業主のみ

対象となる 設 備	機械及び装置 (160 万円以上) 測定工具及び検査工具 (120 万円以上、1 台 30 万円以上かつ複数合計 120 万円以上) 一定のソフトウェア (70 万円以上、複数合計 70 万円以上) 内航船舶 (取得価格の 75%) 貨物自動車 (車両総重量 3.5 トン以上)
--------------	---

2. 経営力向上計画に基づく設備投資減税の延長

中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、即時償却又は 10% の税額控除 (注) ができる特例措置の適用期限が 2 年間延長されます (2021 年 3 月 31 日まで)。

(注) 資本金 3,000 万円超 1 億円以下の中小企業者等の税額控除率は 7%

適用対象設備

類 型	生産性向上設備 (A 類型)	収益力強化設備 (B 類型)
要 件	経営強化法の認定 生産性が旧モデル比で年平均 1% 以上改善する設備	経営強化法の認定 投資収益率が年平均 5% 以上の投資計画に係る設備
対象設備	機械装置 (160 万円以上) 測定工具及び検査工具 (30 万円以上) 器具備品 (30 万円以上) 建物附属設備 (60 万円以上) ソフトウェア (70 万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	機械装置 (160 万円以上) 工具 (30 万円以上) 器具備品 (30 万円以上) 建物附属設備 (60 万円以上) ソフトウェア (70 万円以上)
その他要件	生産等設備を構成するものであること/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと 等	

中小企業等経営強化法による認定は、改正もめまぐるしく、申請内容・申請時期も難しく、メーカー・機械等の販売店と経営者の知恵が要求されます。